

第4節 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 火災通報装置とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- 2 手動起動装置とは、火災通報専用である1の押しボタン、通話装置、遠隔起動装置等をいう。
- 3 遠隔起動装置とは、火災通報装置の設置されている場所以外の場所から火災通報装置を起動させる手動起動装置で、火災通報専用である1の押しボタン及び通話装置が一体となったもの、又は、各々を同一の場所に併設したものをいう。
- 4 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- 5 直接通報とは、火災通報装置を自動火災報知設備の作動と連動して起動することができることとした場合の通報方式をいう。
- 6 要設置対象物とは、火災通報装置の設置が義務づけられる防火対象物又はその部分をいう。
- 7 設置推進対象物とは、火災通報装置の設置を推進する防火対象物又はその部分で、第6に規定するものをいう。

第2 歩行距離の測定

規則第25条第1項に規定する消防機関からの歩行距離の測定は、防火対象物の出入口から、最寄りの消防機関（本署又は出張所に限る。）の受付の面する敷地境界までを、敷地境界の判断できる縮尺比が1：2,500の地図により、公道（公的機関が管理する公園等を含む。）を使用して最短となる経路により測定する。

第3 設置場所及び設置方法

1 設置場所

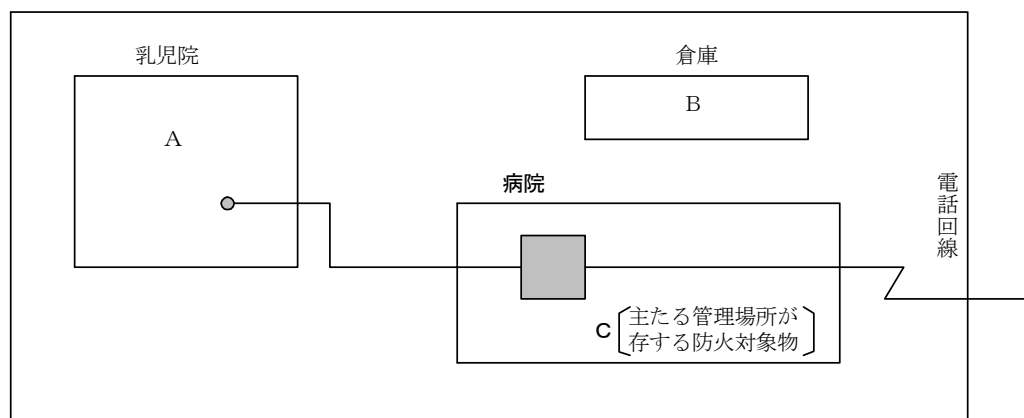
設置場所は、規則第25条第2項によるほか、次の（1）～（3）によること。また、火災通報装置で、本体に火災通報専用である一の押しボタン及び通話装置が組み込まれていないものにあつては、本体の直近にこれらを設置すること。

- （1）火災通報装置は、防火対象物ごとに設置すること。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれの定めるところによるものとする。

ア 同一敷地内で、管理について権原を有する者が同一の者である要設置対象物又は設置推進対象物が2以上ある場合（図2－4－1）

これら複数の防火対象物を1の防火対象物として取り扱って差し支えないこと。

図2-4-1



A、C：要設置対象物又は設置推進対象物

B：要設置対象物又は設置推進対象物に否該当

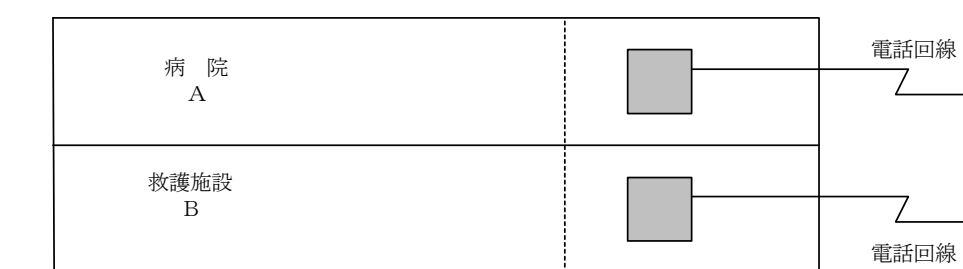
■：火災通報装置（以下この節の各図について同じ。）

●：遠隔起動装置（以下この節の各図について同じ。）

イ 1の防火対象物中に要設置対象物又は設置推進対象物が2以上あり、その管理について権原が分かれている場合（図2-4-2）

1の管理権原ごとに設置すること。

図2-4-2



A、Bは、それぞれ管理について権原が異なる。

A、B：要設置対象物又は設置推進対象物

(2) 火災通報装置は、自動火災報知設備が設置されている防火対象物にあっては、受信機の直近に設置すること。ただし、受信機の直近に遠隔起動装置が設けられる場合はこの限りでない。

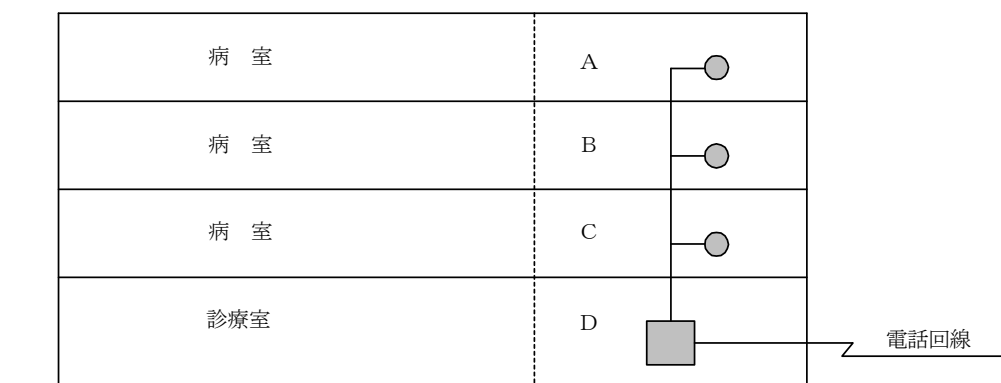
(3) 次のいずれかに該当する場合は、主たる場所に火災通報装置本体を、従たる場所に

遠隔起動装置を設置すること。

ア 前 (1) . アの規定により1の防火対象物とみなし、同一敷地内に火災通報装置が設置されない要設置対象物又は設置推進対象物に該当する防火対象物がある場合
(別図2-4-1)

イ 1の防火対象物で、ナースステーション等が各階にある場合等、区域を区分して管理する場所が2以上ある場合 (図2-4-3)

図2-4-3

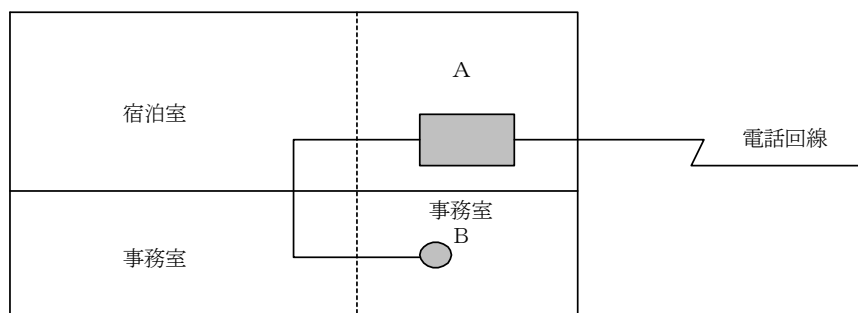


A、B、C：ナースステーション

D：防火対象物全体を管理する従業員等の居る場所

ウ 従業員等の居る場所が、昼間、夜間等時間的に異なる場合 (図2-4-4)

図2-4-4

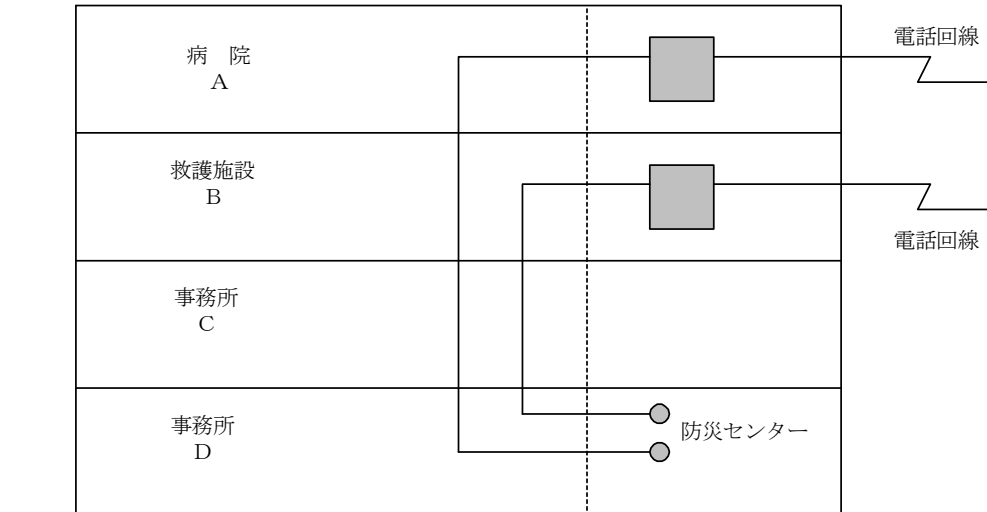


A：夜間に従業員等の居る場所

B：昼間に従業員等の居る場所

エ 管理について権原が分かれている防火対象物で、要設置対象物及び設置推進対象物に該当する部分の常時従業員等の居る場所と防災センター等防火対象物全体を集中して管理する場所がそれぞれある場合(図2-4-5)

図 2-4-5



A、B、C、Dは、それぞれ管理について権原が異なる。

A、B：要設置対象物又は設置推進対象物

C、D：要設置対象物又は設置推進対象物に否該当

2 設置方法

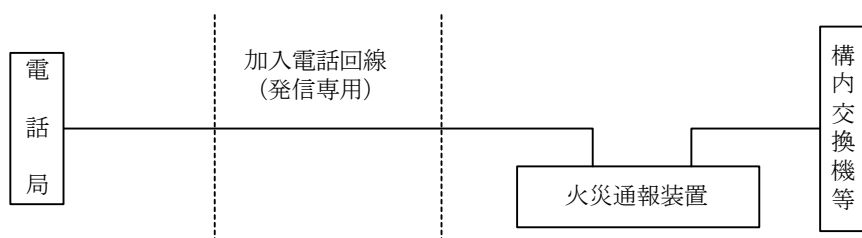
- (1) 火災通報装置の起動は、手動起動装置により行うものに限るものであること。ただし、火災通報装置の基準を満足し、かつ、「遠隔移報システム等による火災通報の取扱いに係る運用要綱」により承認を受けた場合にあっては、直接通報とすることができるものとする。

なお、直接通報により通報された場合は、蓄積音声情報のうち、第3. 2. (5) .イ. (ア)について、“自動火災報知設備が作動しました。”となるよう措置されていること。

- (2) 接続する電話回線

ア 電話回線が2以上ある場合は、当該電話回線のうち、利用度の低い発信専用の1回線を使用すること。

イ 構内交換機等の内線には接続しないこと。（次図参照）



ウ 火災通報装置と電話回線との接続は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）を遵守すること。

- (3) デジタル回線に対応できない火災通報装置は、アナログ回線に接続すること。ただ

し、これと同等以上の確実性を有する方式とする場合は、この限りでない。

- (4) 火災通報装置には、試験、点検を局線を捕捉しない状態で行うため、消防機関が有する火災報知専用電話（119番）の受信装置（指令台等をいう。）に代わる装置（以下「試験装置」という。）を接続することができるように、「端末設備等規則第3条第2項の規定に基づく分界点における接続の方式」（昭和60年郵政省告示第399号）に規定される、通信コネクタのジャックユニットを設けるとともに、当該試験装置を接続した場合において、火災通報装置の信号が外部に送出されないように、切替スイッチを設ける等の措置を講じること。ただし、火災通報装置の本体に試験装置を接続できる通信コネクタのジャックユニットを有している機種にあっては、これらの措置は不要であること。

- (5) 蓄積音声情報は次に掲げる事項とすること。

ア 通報信号音

イ 音声情報

(ア) “ 火事です。火事です。 ”

(イ) 防火対象物名（防火対象物の一部に要設置対象物又は設置推進対象物が存する場合は、当該対象物の存する階及び名称）

(ウ) 所在地

(エ) 電話番号

(例)

「ピピピ。ピピピ。火事です。火事です。防火対象物名（必要に応じ、対象物の存する階及び名称）。〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 代表電話番号（市外局番から）」

- (6) 音声情報の番号の読み方は次によること。

1：イチ 2：ニ 3：サン 4：ヨン 5：ゴ 6：ロク

7：ナナ 8：ハチ 9：キュウ 0：マル又はゼロ

第4 電源及び配線

1 常用電源

電源は、低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとるとともに、電源の開閉器には、次により火災通報装置用のものである旨を表示すること。

表示基準	色		大きさ	設置場所
	地	文字		

火災通報装置用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由	当該開閉器の直近の見やすい位置
---------	---	---	-----------------------	-----------------

2 配線

配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

第5 特例基準

消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるものにあつては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができるものとする。

- 1 鉄道又は道路に使用される高架工作物の下に設けられる駐車場のうち次のいずれにも該当するもの。
 - (1) 車両の入出場時のみ人が存するもの。
 - (2) 駐車場全体が外気に十分開放されているもの。
 - (3) 前面の道路又は通路（歩道）から駐車場内の各部分を視認でき、火災の発生を通行人が容易に気付くことができるもの。

第6 設置推進対象物

火災通報装置は、次に掲げる防火対象物又はその部分について設置を推進する。（ただし、消防機関からの歩行距離が500メートル以下であるものを除く。）

- 1 令別表第1（5）項ロに掲げる防火対象物のうち、特別支援学校の寄宿舎
- 2 令別表第1（6）項ハに掲げる防火対象物のうち、特別支援学校に併設された寄宿舎
- 3 令別表第1（16）項に掲げる防火対象物の部分で、前1又は2に掲げる防火対象物のいずれかに該当する部分に供されるもの

第7 規制外対象物に係る取扱い

火災通報装置を設置業者等から事前の相談があつた時は、次により指導すること。

- (1) 火災通報装置は、火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）に適合するものを使用させること。
- (2) 共同住宅等、複数の世帯が同居している対象物の住戸に設置する場合にあつては、蓄積音声情報中にその対象物の名称、階数等を挿入すること。
- (3) できる限り、逆信（呼び返し）に応答させること。
- (4) 火災発生場所が、火災通報装置の設置場所からかけ離れているときは、他の119番通

報と同一事案か別件かの判断ができないため、当該装置を使用しないよう徹底させること。

(5) 蓄積音声情報は、次の例を参考とすること。

ア 専用住宅の場合

「こちらは、〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号〇階建住宅の〇〇です。目標は〇〇の〇側です。電話番号（市外局番から）です。」

イ マンションの場合

「こちらは、〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号〇階建〇〇マンション〇階〇号室の〇〇です。電話番号（市外局番から）です。」

ウ 併用住宅の場合

「こちらは、〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号〇階建〇〇（用途、ビル名等）の〇階の〇〇です。電話番号（市外局番から）です。」